学校法人戸板学園　求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

2026 年 10 月 1 日
学校法人　戸板学園

１．基本方針

学校法人戸板学園（以下「本学園」という。）は、採用活動において求職者等の皆様の基本的人権を尊重し、セクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者には、就業規則その他関係規程に基づき必要な措置を講じ、厳正に対処する。

本方針において「求職者等」とは、本学園への就職を希望する者のほか、インターンシップ、教育実習、看護実習その他職業の選択に資する活動を行う者をいい、「求職活動等」とは、採用面接、就職説明会、教職員への訪問、インターンシップ、教育実習、看護実習その他これらに類する活動をいう。SNS その他オンラインを介して行われるものも含むものとする。

本学園は、本方針及び求職活動等に関するルールについて、教職員及び求職者等に周知・啓発するとともに、セクシュアルハラスメントの発生の原因又は背景となり得る性別役割分担意識に基づく言動についても、教職員の理解を深めるよう努めるものとする。

２．求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、本学園が雇用する教職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されることをいう。

具体的には、求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

３.求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、以下のものをいう。

・容姿・身体等に関する不必要な発言
・交際・結婚等に関する質問
・食事・デート等への誘い
・個人的な SNS 等の交換要求
・不必要な身体接触
・性的な画像・動画等を見せる、送る
・採用・選考・実習等を背景に性的関係を求める
・その他求職者の意に反する性的な言動

４.求職活動等に関するルール

本学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、教職員及び求職者等に周知・啓発を行う。

（１）面談等は、原則として本学園の勤務時間内に、本学園の施設内又はオンラインで行うものとし、やむを得ずこれ以外の場所又は時間で実施する場合には、所属長等の承認を得るものとする。

（２）本学園からの連絡は、本学園が指定するメールアドレス、電話その他の公式な連絡手段を利用するものとする。

（３）面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止する。

（４）本学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止する。

５．相談窓口

本学園の求職活動等において基本方針に反する疑いがある行為を受けた場合又はそのような行為を見聞きした場合の相談窓口を以下の通り設置する。

・窓口名称：就活ハラスメント相談窓口

・連絡窓口： madoguchi@toita.ac.jp

・対応方針：相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、相談内容その他の秘密を適切に取り扱うものとする。

６．事後対応

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、相談者及び行為者とされる者その他必要な関係者から事情を聴取するなどして、事実関係を迅速かつ正確に確認し、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合には速やかに相談者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行うものとする。

７.不利益な取扱を行わないこと

本学園は、求職者等がセクシュアルハラスメントについて相談、苦情の申出をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、採用、選考、実習その他の活動において不利益な取扱いを行うものではない。

８．プライバシーの保護

本学園は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談への対応、事実関係の確認その他の対応に当たっては、相談者、行為者とされる者その他の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を教職員及び求職者等に周知するものとする。